

平成22年度税制改正要望 重点事項

平成21年10月
全国農業会議所

1. 農地の利用集積の促進

- ① 農業者が農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業委員会のあっせん等により取得した農用地区域内の農用地に対する課税標準の軽減措置（3分の1控除）の延長（P9）

（不動産取得税）

- ② 農地保有合理化法人等が農業者の規模拡大等のために農地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（20/1000→8/1000）の適用期限の延長（P7）

（登録免許税）

2. 法人化の推進と経営の発展

集落営農組織が取得した資産を、当該集落営農組織が法人化した新設法人に対して譲渡する場合の特例措置を創設すること（P1）

（所得税）

平成22年度

税制改正要望

平成21年10月

全国農業会議所

目 次

I. 国税関係

1. 所得稅	1
2. 法人稅	3
3. 所得稅・法人稅	4
4. 相続稅・贈与稅	5
5. 登録免許稅	6
6. 石油石炭稅	8

II. 地方稅關係

1. 不動産取得稅	9
2. 固定資產稅・都市計画稅	11

平成22年度 税制改正要望

I. 国税関係

1. 所得税

=新規・拡充=

(1) 集落営農組織が取得した資産を、当該集落営農組織が法人化した新設法人に対して譲渡する場合の特例措置を創設すること。

(新 設)

【理由】

わが国農業における育成すべき担い手として位置づけられている集落営農の法人化を促進し、将来の担い手として育成・確保するため、税制上の特例措置を講じる必要がある。

(2) 青色申告等の一定の要件を満たした新規就農者に対し、就農後の一定期間に生じた純損失を現行の3年間から延長して繰越控除することのできる措置を講ずること。

(新 設)

【理由】

新規就農者については、新規就農時に多額の投資が必要となることから、就農後の一定期間における純損失を現行の3年間から延長して繰越控除することのできる措置を講じる必要がある。

(3) 青色申告特別控除額を引き上げること。

(租税特別措置法第25条の2、平成4年改正租税特別措置法附則第7条)

【理由】

農業者においては、①全国的に白色申告者の農業所得標準が廃止されて収支計算に移行、②平成15年度税制改正における消費税の免税点引き下げ等により、今後一層の青色申告者の増加ならびに納税に係る事務負担の増大が予想される。

農業青色申告の推進ならびに農業者の事務負担の増大に配慮するため、青色申告特別控除額を大幅に引き上げる必要がある。

(4) 青色申告による欠損金の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること。

(所得税法第70条第1項)

【理由】

近年は農業経営においては、農産物価格の下落等による影響で欠損金が生じるケースが増加している。

また、平成16年度税制改正においては、金融機関の不良債権処理の促進等を理由として、法人について欠損金の繰越期間が5年から7年に延長された。

個人農業経営の現状並びに個人と法人の課税の公平性の観点から、青色申告を行う個人農業者についても欠損金の繰越控除期間を延長する必要がある。

(5) 白色申告の事業専従者控除額を引き上げること。

(所得税法第57条第3項、地方税法第32条第4項、第313条第4項)

【理由】

現行の事業専従者控除は配偶者1人につき年間86万円、その他の者は50万円を限度としているが、青色申告との均衡上ならびに配偶者は実質的な事業専従者である場合が多い農業所得者の実情を考慮し、専従者控除額を大幅に引き上げる必要がある。

2. 法人税

＝新規・拡充＝

(1) 一定の要件を満たす新設農業法人について、設立後の一定期間に生じた欠損金を現行の7年間から延長して繰越控除することのできる措置を講ずること。

(新 設)

【理由】

農業経営においては、自然災害等の農産物被害により、相当額の欠損金が発生する。また、農業法人の新設時には多額の投資が必要となることに加えて、法人化の推進が喫緊の課題となっていることから、新設農業法人の設立後の一定期間における欠損金を現行の7年間から延長して繰越控除できる措置が必要である。

3. 所得税・法人税

＝新規・拡充＝

(1) 農林水産物の加工・業務用利用を促進するための設備等を取得した場合の新たな税制上の特例措置を創設すること。

(新 設)

【理由】

農林水産業及び食品産業の健全な発展と食料の安定供給を確保するため、農林水産物の加工・業務用原材料としての利用を促進する設備等を取得した場合の税制上の特例措置を創設する必要がある。

＝延長＝

(1) 農業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度（30％）または特別税額控除制度（7％）の適用期限を延長すること。

(租税特別措置法第10条の3、第42条の6、第68条の11)

【理由】

中小企業者である農業法人等の農業者およびJA等の設備投資を促進するため、適用期限を延長する必要がある。

(2) 生物資源利用製品製造設備を取得した場合の特別償却制度の適用期限を延長すること。

(租税特別措置法第11条の6、第44条の6、第68条の26)

【理由】

食品循環再生利用（食品リサイクル）設備の適正な処理を推進する観点から、適用期限を延長する必要がある。

4. 相続税・贈与税

=新規・拡充=

(1) 地方公共団体等に市民農園や学童農園として長期に貸し付ける農地の相続税の評価を軽減する特例措置を講じること。

(新 設)

【理由】

食料・農業・農村基本法において、都市と農村との交流が位置づけられ、市民農園整備の促進が明記された。健康的でゆとりのある生活の実現のため、高齢者福祉や教育的機能等、公益的な役割・機能を有する市民農園や学童農園等は都市地域を中心に地域住民から大きな期待が寄せられている。

現在、特定市民農園制度の相続税評価の3割減や市民緑地制度の2割減が措置されているが、借地方式による都市公園用地の4割減に比べて軽減割合が低い。市民農園の整備を進めるため、さらなる税負担の軽減が必要である。

(2) 納税猶予制度適用農地を収用交換等により譲渡した場合、相続税・贈与税の納税猶予にかかる利子税を減免すること。

(租税特別措置法第70条の4の34、70条の6の39)

【理由】

納税猶予制度適用農地を、公共事業による収用等に提供する場合において、相続税本税とともに、猶予税額と納税猶予農地適用解除に伴う利子税（本則の2分の1）を納付しなければならない。

農家の都合によるものではないにもかかわらず、重い税負担となっているため、利子税をさらに減免する必要がある。

(3) 市町村との協定による防災協力農地等について、災害時に納税猶予の適用農地を一時使用する場合、公共事業の用に供する一時使用と同様に位置づけること。

(新 設)

【理由】

近年多発する災害に備え、農地の災害時の避難場所等のオープンスペースとしての役割・価値が内外から改めて評価が高まっている。自治体によっては農地所有者と協定を締結することを通じて、災害発生時の避難場所、仮設住宅用地、復旧資材置き場等に活用する「防災協力農地登録制度」等の取組が増えている。しかし、その際の納税猶予農地の特例措置に対する明確な判断基準が明らかになっておらず、取組の進展を妨げている面もある。よって適用農地の災害時の一時使用等について措置を講じること。

5. 登録免許税

＝新規・拡充＝

(1) 特定農業法人が施設等を取得した場合の所有権の移転登記の税率を軽減する税制上の特例措置を創設すること。

(新 設)

【理由】

農地法等の改正において、特定農業法人の範囲の拡大及び条件不利地域での農用地利用改善団体の設立要件の緩和を検討することとしている。このため、特定農業法人の設立・参入を促進するため、税制上の特例措置を創設する必要がある。

(2) 農業所得の増大を目指すため、農業者等が共同で組織する農産物の生産・加工・販売を一体的に行う法人の設立を促進するため、税制上の特例措置を創設すること。

(新 設)

【理由】

農業者等の共同による生産・加工・販売を一体的に行う法人の設立により収益構造を改善し、農業所得を増大することが、農業経営の改善及び農業の持続的な発展を図るためにも重要であることから、税制上の特例措置を創設する必要がある。

(3) 農山漁村の集落機能を維持・再生する「地域マネジメント法人」の設立及び体制整備を推進するため、税制上の特例措置を創設すること。

(新 設)

【理由】

人口の減少や高齢化の進展や現在の経済不況により、農山漁村における兼業機会の更なる減少が懸念されているため、活力ある農山漁村を将来とも維持していくことが重要である。このため、「地域マネジメント法人」の設立及び体制整備を促進する税制上の特例措置を創設する必要がある。

(4) 農山漁村の資源を活用した新産業創出に取り組む事業者等に対する税制上の特例措置を創設すること。

(新・設)

【理由】

農山漁村に存在する潜在力を活かした新産業を創出し、農林水産物の新たな需要を喚起し資源の有効利用を図るとともに、農林漁業者の新たな収入源の確保し、持続的な地域社会の構築を図る観点から、税制上の特例措置を創出する必要がある。

=延長=

(1) 農地保有合理化法人等が農業者の規模拡大等のために農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置(20/1000→8/1000)の適用期限を延長すること。

(租税特別措置法第76条第1項及び2項)

【理由】

農業構造改革を推進する上、農地流動化、規模拡大、面的集積等を図る農地保有合理化事業等を促進する必要がある、制度の適用期限の延長が必要である。

6. 石油石炭税

=延長=

(1) 農林漁業用輸入A重油の免税措置の適用期限を延長すること。
(租税特別措置法第90条の第4項)

【理由】

農林漁業用A重油は施設型農家等にとっては必須の生産資材であり、生産費に占める割合も高く、その価格と供給の安定を図ることが経営にとって重要な課題となっており、制度の適用期限の延長が必要である。

(2) 農林漁業用国産A重油の還付措置の適用期限を延長すること。
(租税特別措置法第90条の第6項)

【理由】

石油石炭税(1)と同趣旨による。

II. 地方税関係

1. 不動産取得税

=新規・拡充=

(1) 特定農業法人が施設等を取得した場合の課税標準の特例措置を創設すること。

(新 設)

【理由】

登録免許税 新規・拡充（1）と同趣旨による。

(2) 農業所得の増大を目指すため、農業者等が共同で組織する農産物の生産・加工・販売を一体的に行う法人が取得する施設に係る課税標準の特例措置を創設すること。

(新 設)

【理由】

登録免許税 新規・拡充（2）と同趣旨による。

(3) 農山漁村の集落機能を維持・再生する「地域マネジメント法人」の設立及び体制整備を推進するため、課税標準の特例措置を創設すること。

(新 設)

【理由】

登録免許税 新規・拡充（3）と同趣旨による。

=延長=

(1) 農業者が農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業委員会のあっせん等により取得した農用地区域内の農用地に対する課税標準の軽減措置（3分の1控除）の2年延長。

(地方税附則第11条第3項)

【理由】

農業委員会のあっせんは、農業経営の規模拡大、農地の集団化等に寄与するものであり、この制度の適用期限の延長が必要である。

(2) 農地保有合理化法人等が長期貸付農地保有合理化事業により取得した農用地等に係る課税標準の軽減措置（3分の2控除）の2年延長。

(地方税附則第11条第6項)

【理由】

農業構造改革を推進する上、農地流動化、規模拡大、面的集積等を図る農地保有合理化事業等を促進する必要がある、制度の適用期限の延長が必要である。

(3) 農地保有合理化法人等が担い手農業者確保事業により取得した土地について貸付期間延長後5年以内に売渡し等をした場合の納税義務の免除措置の2年延長。

(地方税附則第11条第7項)

【理由】

不動産取得税（2）と同趣旨による。

2. 固定資産税・都市計画税

=新規・拡充=

(1) 特定農業法人が施設等を取得した場合の課税標準の特例措置を創設すること。

(新 設)

【理由】

登録免許税 新規・拡充(1)と同趣旨による。

(2) 農山漁村の集落機能を維持・再生する「地域マネジメント法人」の設立及び体制整備を推進するため、課税標準の特例措置を創設すること。

(新 設)

【理由】

登録免許税 新規・拡充(3)と同趣旨による。

=延長=

(1) 「バイオマス・ニッポン総合戦略」の策定に基づき、農林漁業由来のバイオ燃料の生産及び利用拡大等、国産バイオマス利用促進に向け、バイオ燃料製造設備に係る課税標準の軽減措置の適用期限を延長すること。

(地方税法附則第15条第56項)

【理由】

国産バイオマスの利活用は、生産資源の高度活用により農業者の所得向上や農山漁村の活性化に寄与することから、バイオマス燃料の生産や利活用に係る関連施設等の税制上の特例措置を措置する必要があるため、適用期限を延長すること。

(2) 食品リサイクル法に基づく食品循環資源再生処理用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を延長すること。

(地方税附則第15条第15項)

【理由】

食品リサイクル法に基づく新たな再生利用事業計画を通じ、食品廃棄物のリサイクルを推進し、健全な資源循環型社会の構築を図るため、適用期限を延長すること。

(3) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく家畜排せつ物処理・保管用施設等の課税標準の特例措置の適用期限を延長すること。

(地方税法附則第 15 条第 32 項)

【理由】

家畜ふん尿の適切な保管・処理を推進するため、適用期限の到来する汚水処理用施設および家畜排せつ物処理・保管用施設等について、適用期限を延長する必要がある。

(4) 公害防止用施設等の課税標準の特例措置の適用期限を延長すること。

(地方税法附則第 15 条第 3 項、第 4 項、第 6 項、第 7 項)

【理由】

畜産業の健全な発展に向け、汚水処理施設の整備の推進は極めて重要であるとともに、水質規制の強化に伴う新たな汚水処理施設の導入が必要であるため、特例措置の適用期限を延長すること。